

令和3年1月22日

沖縄県土木建築部長 殿

沖縄県公共工事入札契約適正化委員会

委員長 島 袋 秀 勝



再苦情申立事案についての意見書

牧港ポンプ場自家発電設備工事E20の入札で参加資格無しとされたことに対して、令和2年12月3日付けで申立人日新電機(株)・コザ電気工事(株)特定建設工事共同企業体代表者 日新電機(株)沖縄支店長からなされた再苦情申立について、下記のとおり意見を述べる。

記

1. 意見の趣旨

当該入札において申立人を入札参加資格無しとしたことは相当である。

なお、今後は入札公告等における記載方法等について、改善の余地がないか検討いただきたい。

2. 意見の理由

本件入札の参加資格において、入札公告では特定JVの代表者以外の構成員については、「主任技術者は当該工事に専任で配置する」ことが要件となっていたが、申立人から事後審査の申請書において、工期中に主任技術者を途中交代する申請がなされた。

国土交通省が定めた監理技術者運用マニュアルにおいては、監理技術者等の配置は1名が望ましく、例外的に認められる監理技術者等の途中交代は、協議等により、工事の継続性・品質確保に影響がないと認められる場合に限定されている。

申立人は、過去の事例や他部局(企業局)で2名配置が認められていた旨主張するが、

公告内容は工事ごとに異なるものであるため、これを本件入札と比較することはできない。

本件工事の入札公告では、主任技術者の配置については要件緩和がなされておらず、現行の監理技術者マニュアル及び本件公告から判断すると、入札参加資格無しとしたことは相当である。

3. その他

今回の再苦情申立に係る審議において、委員からさまざまな意見があり、次の点については改善の余地がないか今後検討いただきたい。

(1) 本件苦情発生の契機は、公告内容について、発注者と申立者との齟齬が生じたことが原因と思われる。今後、このような齟齬が生じないよう公告の記載方法等について改善の余地がないか検討いただきたい。

(2) 建設業関係団体等とも公告方法等に関する情報を共有し、今後同様の事例が生じないよう検討いただきたい。